

## 第V章 関係部局が実施する調査や策定する計画の反映

## 第Ⅴ章 関係部局が実施する調査や策定する計画の反映

### 1. 関係部局の検討状況

- 広域道路については、沖縄県総合交通体系基本計画（2012（平成24）年6月、沖縄県）に示された内容に基づいて内部的な検討が進められている。
- 鉄軌道については、沖縄県鉄軌道構想（2014（平成26）年10月～、沖縄県）に示された内容に基づいて骨格軸検討対象ルートが示された。

普天間飛行場跡地利用に関係する広域都市基盤として、広域道路と鉄軌道がある。これらは、国、県においてそれぞれの担当部局が検討を進めている。

それぞれの検討の内容について、その概要を整理し、普天間飛行場跡地利用計画において反映すべき事項を示す。

#### （1）広域道路

広域道路は、中部縦貫道路と宜野湾横断道路の2つが広域構想策定時から位置づけられている。

これらの広域道路に関する、道路部局における検討は沖縄県総合交通体系基本計画（2012（平成24）年6月、沖縄県）（以下、「交通体系基本計画」と言う。）に示されている。その概要を示す。

##### 1）交通体系基本計画の位置づけ

交通体系基本計画は、沖縄県21世紀ビジョン（平成22年3月策定）を上位計画とし、交通分野に関する基本施策の具体的な構想を示し、同ビジョンの実現に寄与することを目的として策定されている。

##### 2）普天間飛行場跡地利用計画に関係する広域道路

普天間飛行場跡地利用計画に関係する広域道路について、以下が示されている。

また、幹線道路網は段階的な整備が検討されており、普天間飛行場の返還時期に合わせた長期（概ね10年後以降）では、道路交通の円滑化や将来の県土構造を支える骨格的な主要な幹線道路網（ハシゴ道路、2環状7放射道路など）は、重点的に取り組むことが示されている。

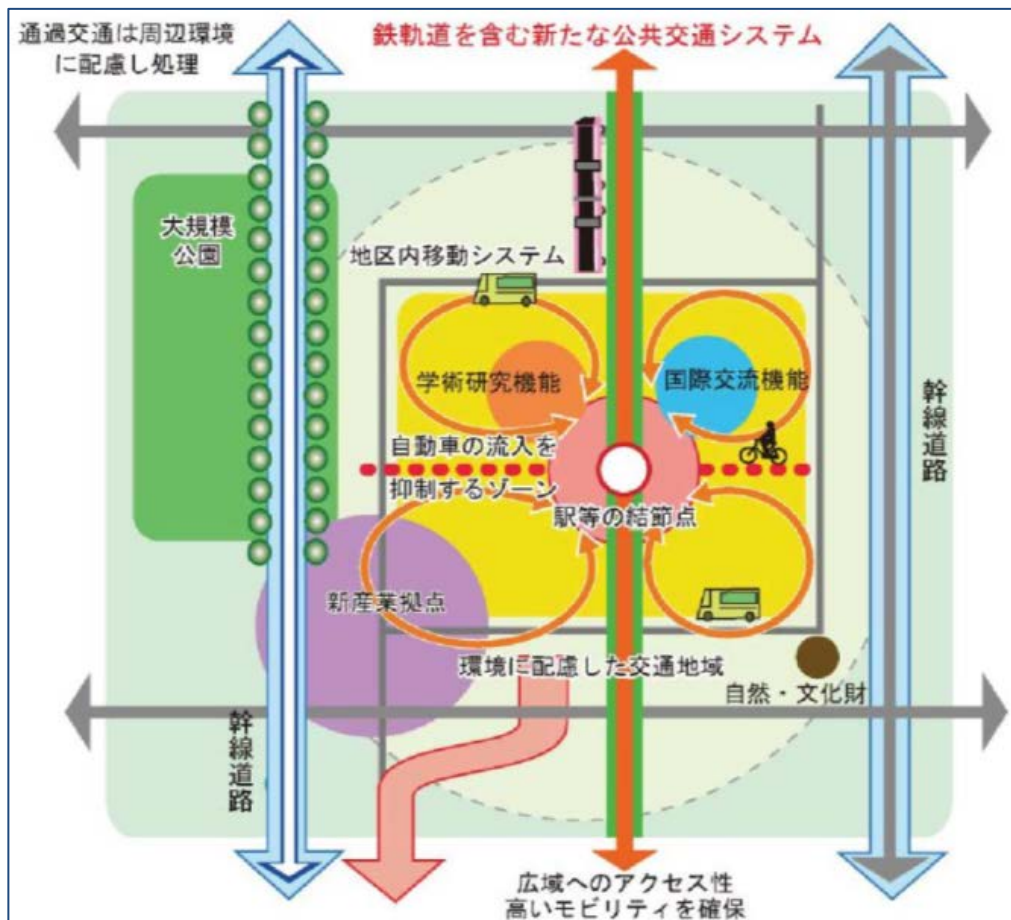
#### ① 集約型市街地を形成する交通体系の整備

ア. 集約型都市構造を形成する 中部縦貫道路 などの骨格的な幹線道路網や地区内の幹線道路の整備

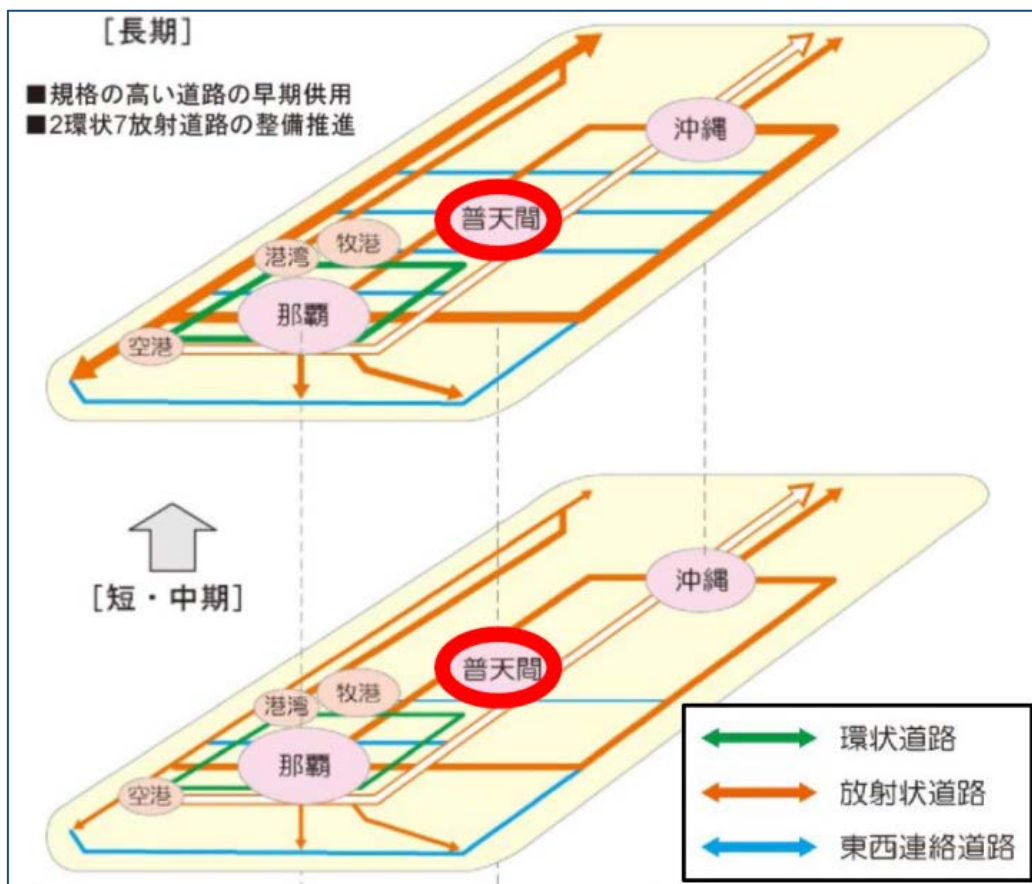
イ. 集約型市街地内の移動を支援するバス交通体系の展開等

② 駐留軍用地返還跡地の拠点化を誘導する交通システムの導入

- ア. 駐留軍用地跡地の街づくりと連動した鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入
- イ. 地区内移動システムの導入
- ウ. 駐留軍用地返還跡地と周辺市街地の連携を図る交通ネットワークの導入
- エ. 都市機能を強化する駐留軍用地返還跡地を活用した幹線道路の整備（中部縦貫道路、中部横断道路、宜野湾横断道路等）
- オ. 地域の歴史、資源、自然に調和した沿道景観配慮型道路網計画の策定等



図V-1 駐留軍用地返還跡地の拠点化を誘導する交通体系の整備  
 (出典:沖縄県総合交通体系基本計画(平成24年6月))



図V-2 幹線道路網に関する段階的な整備  
 (出典: 沖縄県総合交通体系基本計画(平成24年6月))

## (2) 鉄軌道

鉄軌道に関する検討状況について、現状と関係部局の取組状況を示す。

### 1) 現状

交通体系基本計画において、県土の均衡ある発展を支える利便性の高い公共交通ネットワークの構築が位置づけられている。

沖縄県では、南北骨格軸として広域移動を支え、那覇一名護間を1時間で結ぶ鉄軌道の導入に向けて、県計画案策定の取組を進めている。

鉄軌道の計画案策定にあたっては、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から総合的に検討を行う必要があり、県民及び市町村等の理解と協力が不可欠であることから、透明性の高い計画策定プロセスが求められている。

そのため、計画案策定にあたっては、専門家や県民意見を踏まえて決定した「沖縄鉄軌道の計画案検討プロセスと体制のあり方」（以下、「進め方」という。）に基づき5つのステップに分けて、段階を踏んで検討を進めている

### 2) 関係部局の取組状況

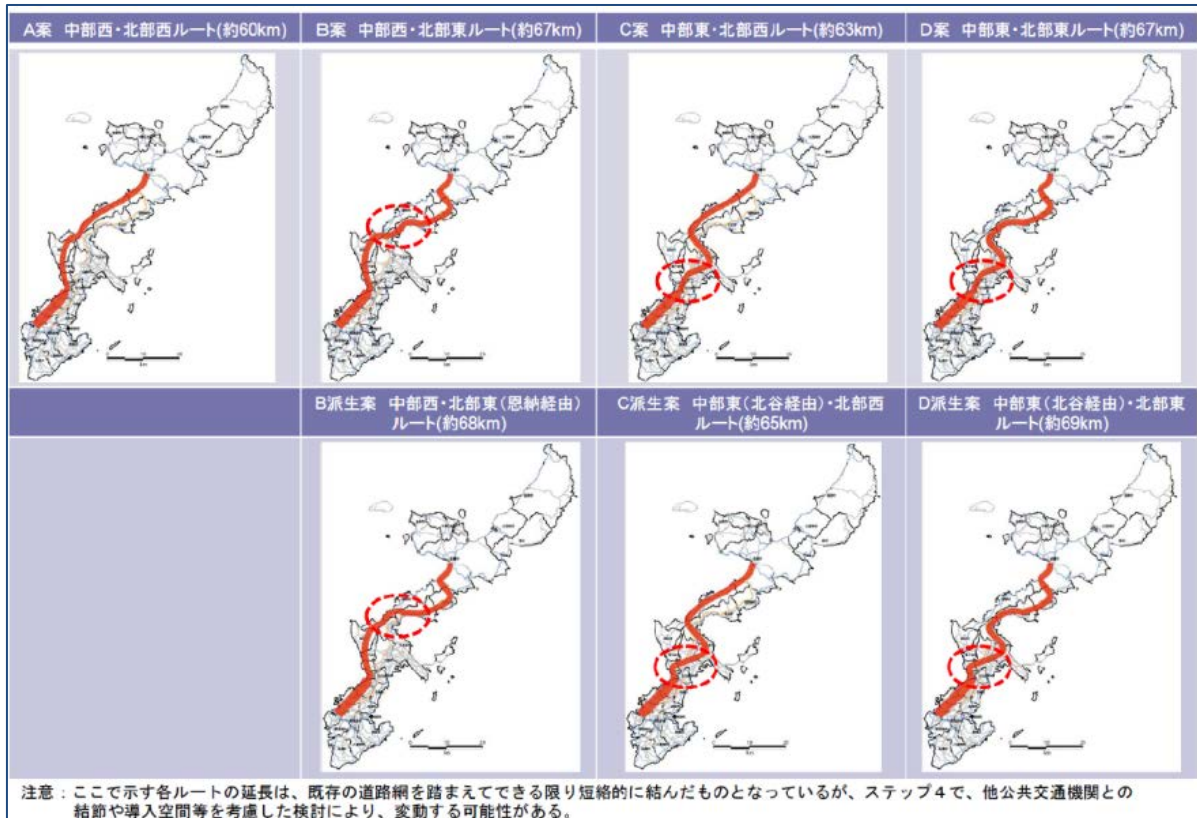
関係部局の取組状況を下表のとおりまとめた。

表V-1 鉄軌道関係部局における取組状況

年月	取組みの内容
平成26年10月	鉄軌道計画案策定に向けた取り組みをスタート
平成27年1月	計画案づくりの「進め方」を決定。
平成28年3月	鉄軌道導入に係る骨格軸のルート検討として、 <u>4つのルート案</u> 提示。 その後、寄せられた県民意見等と踏まえ、3案追加し、 <u>7つのルート案</u> を設定。
平成28年10月	第5回沖縄鉄軌道技術検討委員会では、鉄軌道導入による効果として「まちづくりへのインパクト」を設定。 その中で効果の例として「駐留軍用地跡地の活性化」を提示。

平成28年10月に提示された「駐留軍用地跡地の活性化」として示された効果の例は次のとおりである。

鉄軌道の導入は、未利用地などにおいて、駅周辺に新たな開発需要等を生じさせる可能性があり、駐留軍用地跡地において、住宅、商業・業務施設等の立地が実現した場合、人口増加や雇用の創出など一定程度の経済効果が見込まれ、駐留軍用地跡地の活性化に寄与することが期待される。



図V-3 鉄軌道想定ルート

(出典：第5回沖縄鉄軌道技術検討委員会資料)

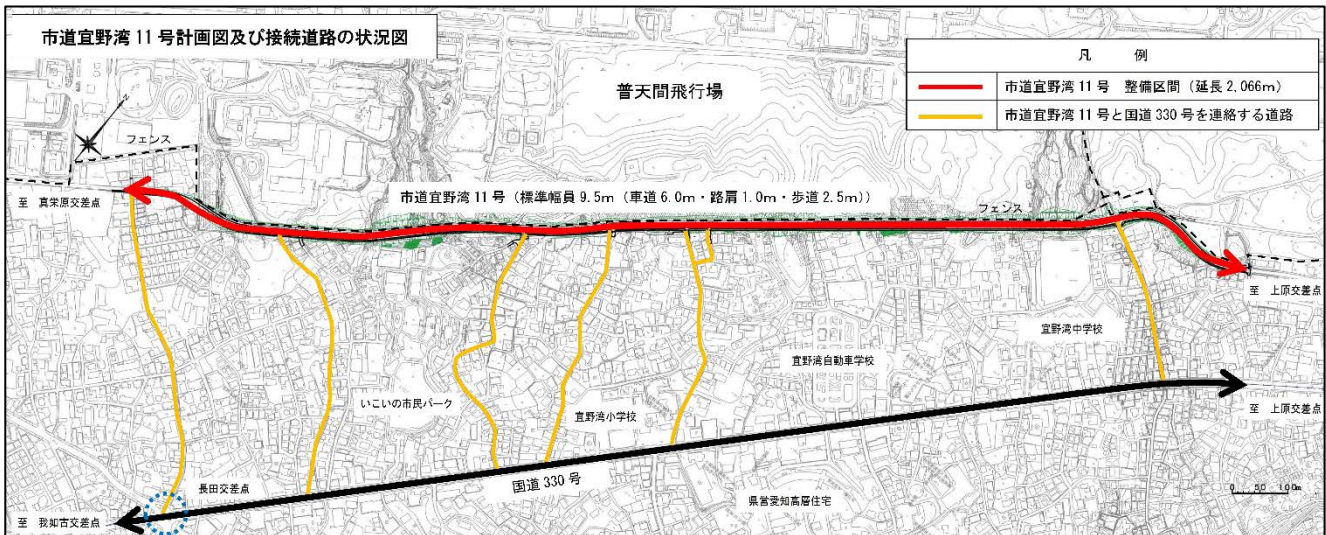
(3) 宜野湾市の市道整備

- 宜野湾市では、周辺の道路整備として、普天間飛行場の一部返還予定地に市道宜野湾11号の整備を計画している。返還予定の平成29年度以降、本格的な事業展開を予定している。

市道宜野湾11号は、普天間飛行場の一部返還予定地に道路整備を行い、地域交通量の緩和および地域住民の生活環境の改善に寄与することを目的として整備するものである。

今年度から宜野湾区の一部（現民有地）で用地取得等を開始し、返還が予定されている来年度（平成29年度）以降に本格的な事業展開を予定している。

国道330号と連繋し、国道330号を補完することで、周辺関連道路のネットワーク強化が図られる。



図V-4 市道宜野湾11号計画図及び接続道路の状況図

(4) 普天間飛行場跡地利用計画への反映事項

広域道路及び鉄軌道の検討状況を踏まえ、普天間飛行場跡地利用計画に反映すべき事項を次のとおり整理する。

表V-2 広域道路及び鉄軌道に関し普天間飛行場跡地利用計画に反映する事項

関係部局による検討事項		普天間飛行場跡地利用計画に反映する事項
広域道路	集約型市街地を形成する交通体系の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集約型都市構造を形成する中部縦貫道路などの骨格的な幹線道路を普天間飛行場跡地の利用に併せて整備するため、周辺道路との接続に配慮した道路体系を検討する。</li> <li>・中部縦貫道路と地区内の幹線道路による道路網の整備を図る。</li> </ul>
	駐留軍用地返還跡地の拠点化を誘導する交通システムの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集約型市街地内の移動を支援するバス交通体系の展開のため、周辺市街地との接続や連携に配慮した道路網の整備を図る。</li> <li>・駐留軍用地跡地の街づくりと連動した鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けた道路網と鉄軌道配置の関係性に配慮した土地利用（道路等公共空間確保）計画を行う。</li> <li>・地区内移動システムの導入に対応した道路網とサービス空間の確保に配慮する。</li> <li>・駐留軍用地返還跡地と周辺市街地の連携を図る交通ネットワークの導入に向けた、既存道路との円滑な接続に配慮した道路網計画を行う。</li> <li>・普天間飛行場跡地におけるシマ基層（水、地形、緑、歴史）を踏まえ、環境に調和した沿道景観に配慮した道路網計画を検討する。</li> </ul>
鉄軌道	鉄軌道ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討されている鉄軌道想定ルートの7案とも普天間飛行場跡地を通過するものと考えられることから、鉄軌道が導入されることを踏まえて、その受入にあたって、駅位置を含め条件整理を進める。</li> </ul>
	駐留軍用地跡地の活性化効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・措定される駅周辺において、住宅、商業・業務施設等の機能導入、施設配置計画による、鉄軌道利用需要を惹起する計画とする。</li> <li>・普天間飛行場跡地全体の人口フレーム（昼間及び夜間）を整理し、鉄軌道敷設による経済活性化の算定条件を整理する。</li> </ul>